

『ジェンダーと労働』

女性であることを理由に、様々な問題（賃金差別、セクハラなど）が労働の分野では生じています。このような問題に、法や裁判例は、どのような歯止めをかけているのか、それは十分であるのか等について考えてみたいと思います。

【講師】

弁護士 平田 かおり

【プロフィール】

1996年広島大学法学部卒業、2000年司法試験合格、2002年弁護士会登録。2015年広島弁護士会副会長。解雇事件、賃金不払い、過労死、過労自殺、セクハラ、パワハラ等が問題となる労働事件に興味を持ち、積極的に関わっている。

現在、広島弁護士会労働法制委員会委員長、広島労働弁護団幹事。佐々木猛也法律事務所に所属。

- ・対象：学部生・院生・教職員・一般市民
- ・参加費：不要
- ・事前申込要（申し込み多数の場合は、会場の都合により調整させていただく場合がありますので、ご了承願います。）

【お申込み・お問合せ先】

広島大学男女共同参画推進室 広島県東広島市鏡山1丁目3-2

URL: <https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender>

担当：三木・岡本

TEL:082-424-4428・4355 FAX:082-424-4355

E-mail: syokuin-sen@office.hiroshima-u.ac.jp

日時：2019年5月8日(水)

12:50~16:05

会場：広島大学 総合科学部 K107講義室
(K棟1階)

テーマ：

- 1.労働分野で生起している問題について
- 2.男女共同参画推進のための制度

本講演会は教養教育科目『ジェンダーと社会』の講義の一環ですが、この日のみどなたでも受講できます。ご参加お待ちしております。

